

サービス管理責任者等更新研修申請 Q&A

- 相談支援従事者初任者研修（講義部分）は未受講ですが、申請は可能ですか？
→ 不可です。
- 県外からの申請はできますか？
→ 不可です。
- 同事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか？
→ 不可です。
同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、**必ず申請者ごとに別々のメールアドレスで申請**してください。
- 受講日を選択できますか？
→ 基本的に、事務局が指定した日に受講していただきます。
- 受講決定はいつ頃行われますか？
→ 申請締切後に受講調整を行い、**5月8日（月）までに電子メールで通知**します。
上記の日までに受講の可否通知が届かない場合は、必ず御連絡ください。
- 申請後に申込完了通知が届きません。
→ 事務局に御連絡ください。
- 申込期限までに申請ができませんでした。締切後に申請できますか？
→ 不可です。
ただし、今年度は多数の申込が予測されるため**追加募集を予定**しています。時期については8月頃を予定していますので、**必ずその際に申請**してください。募集については、ホームページに掲載します。
- 旧体系でのサービス管理責任者等研修修了者が、令和5年度までに更新研修を受講しなかった場合はどうなりますか？
→ 令和5年度末で資格が失効します。
失効後、資格が必要な場合は、「サービス管理責任者等実践研修」を修了する必要があります。
- 更新研修修了後は、どうなりますか？
→ 更新研修修了後も、修了年の翌年を1年目として5年ごとのサイクルで更新研修を受講し続ける必要があります。
例）令和5年度修了した方→令和6年度から令和10年度までに、2回目の更新研修を受講
※初めての更新研修受講時には、実務経験等の要件は問いませんが、2回目以降の更新研修受講については、一定の実務経験の要件がありますので御注意ください。
- 修了証書が交付されないことはありますか？
→ 30分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合や、事前課題の提出ができない場合には、修了証書は交付しません。また、受講態度が不適切な場合も修了証書を交付できないことがあります。